

# 子どもの定期予防接種で 感染症を防ぎましょう

## 「予防接種」について

赤ちゃんがお母さんからプレゼントされた感染症に対する抵抗力(免疫)は、成長とともに自然に失われていくため、赤ちゃん自身で免疫をつくって感染症を予防する必要があります。予防接種は自分で免疫をつくる助けとなるものです。

お子さんの成長とともに、外出する機会も多くなり、感染症にかかる可能性も高くなりますので、感染症ごとそれぞれ勧められた接種時期(標準的な接種期間)に定期予防接種を受けることが大切です。

複数回接種を受けるようになっていく予防接種については、必要な接種回数を受けることにより、十分な抵抗力(免疫)を得られるといわれています。



## ●予防接種のメリット・デメリット

### メリット

◇ワクチンで防げる感染症からお子さんを守ることができます。

◇多くの方が予防接種を受けることで接種率が90%以上になると、集団免疫効果(免疫を持つ方が増えて感染症の発症や流行を抑える効果)が働き、持病などの基礎疾患があっても予防接種を受けたくて

も受けられないお子さんも守ることができます。

### デメリット

◇副反応が生じる場合があります。

※副反応は体内で免疫がつくられる過程で起る自然現象のため、ゼロにすることはできません。しかし、ほとんどは紅斑や硬結(じごうけつ)、腫脹(腫れ)、発熱など軽症な反応であり、重い副反応(脳炎や神経障害)が生じることはまれです。

## ●もしも、定期予防接種を受けて、重い副反応が出たら…

厚生労働大臣が予防接種法に基づき定期予防接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済制度の給付の対象となりますので、健康づくり課母子予防接種係へご相談ください。

## 「定期予防接種」とは？」

予防接種法によって対象疾患・対象者などが定められた予防接種のことを定期予防接種といいます。接種対象年齢のお子さんは、公費(無料)で接種を受けることができます。

予防接種は、ワクチンを体に接種して感染症に対する抵抗力(免疫)をつくることで、感染症の発症を予防したり症状を軽くしたりします。お子さんの成長に合わせて、それぞれに勧められた接種時期に定期予防接種を受けましょう。

健康づくり課母子予防接種係 ☎42-7275(5月7日) ☎42-7410

## ●対象年齢の間で接種してください

対象年齢よりも早くまたは、遅く接種した場合は、公費の対象外となり全額自己負担になりますので、対象年齢の期間中に受けるようにしましょう。

子どもの定期予防接種一覽(左ページ)を参考に、定期予防接種を受けるようにしましょう。



## ●定期予防接種の持ち物

定期予防接種を受ける場合は、必ず次の

- ①②を持って受診しましょう。
- ①母子健康手帳：予防接種を受けた記録を残す大切な手帳です。予防接種の記録は、お子さんが進学されるときや海外へ渡航されるときに必要となりますので、しっかりと保管しましょう。
- 紛失された方は、健康づくり課母子予防接種係へご相談ください。

②市で発行した予診票：生後1か月半ごろに交付する「すこやかガイド(乳幼児健康診・相談アンケート)と予診票のつづり」内の予診票をご利用ください(2種混合予防接種の予診票は、11歳の誕生日の翌月に郵送いたします)。

転入された方や紛失された方は、母子健康手帳をお持ちの上、健康づくり課母子予防接種係へお越しください。

## 「日本脳炎予防接種」について

日本脳炎は、人から直接ではなく、豚などの体内で増えた日本脳炎ウイルスが蚊によって媒介され、感染する病気です。7～10日の潜伏期間の後、高熱・頭痛・おう吐・意識障害・けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。脳炎のほか、髄膜炎や夏かせなどの症状で終わる人もいます。西日本地域を中心に流行しますが、ウイルスは日本全体に分布しています。海外では熱帯・亜熱帯アジア地域に広く常在しており、現在でも地域によっては大流行がみられると言われています。

日本脳炎予防接種は、平成17年5月から21年度にかけて積極的な接種勧奨を控えてきましたが、新しいワクチンの使用が始まり、平成22年度から接種勧奨が再開され、平成23年5月から対象者が拡大されました。接種がお済みでない方は、早めに受けましょう。

## ●日本脳炎特例予防接種対象者

◇平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれたお子さんは、20歳の誕生日の前日まで公費(無料)で接種を受けることができます。

◇第1期(3回)・第2期(1回)の計4回の接種がお済みでない方は、必要接種回数を受けましょう。

## 子どもの定期予防接種一覧

◇母子健康手帳をご確認いただき、お済みでない予防接種がありましたら、健康づくり課母子予防接種係へご相談ください。

種類	標準的な接種期間	回数・間隔	公費対象年齢
ヒブ(インフルエンザ菌b型)	初回…生後2か月から7か月までの間	3回(27日以上、標準的には、56日までの間隔)	生後2か月から5歳になる誕生日の前日まで
	追加…初回接種終了後7か月から13か月までの間	1回	
小児用肺炎球菌	初回…生後2か月から7か月までの間	3回(27日以上の間隔)	生後2か月から5歳になる誕生日の前日まで
	追加…1歳から1歳3か月までの間	1回	
4種混合※ (ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ)	第1期初回…生後3か月から1歳までの間	3回(20日以上、標準的には、56日までの間隔)	生後3か月から7歳6か月になる前日まで
	第1期追加…第1期初回接種(3回)終了後、1年から1年半後	1回	
2種混合(ジフテリア、破傷風)	第2期…11歳から13歳までの間	1回	11歳から13歳になる誕生日の前日まで
BCG	生後5か月から8か月までの間	1回	1歳になる誕生日の前日まで
麻しん風しん(MR)	第1期…1歳から2歳までの間	1回	1歳から2歳になる誕生日の前日まで
	第2期…幼稚園・保育園などの年長の1年間	1回	幼稚園・保育園などの年長の1年間(平成27年度の対象は、平成21年4月2日生まれから平成22年4月1日生まれの方)
水痘(水ぼうそう)	初回…1歳から1歳3か月の前日まで	1回	1歳から3歳になる誕生日の前日まで
	追加…初回終了後、6か月から12か月後	1回	
日本脳炎	第1期初回…3歳	2回(6日以上、標準的には28日までの間隔)	生後6か月から7歳6か月になる前日まで
	第1期追加…4歳(第1期初回(2回)終了後、おおむね1年後(11か月から13か月後))	1回	※特例：平成7年4月2日生まれの方から平成19年4月1日生まれの方は、20歳になる誕生日の前日まで
	第2期…9歳	1回	9歳から13歳になる誕生日の前日まで ※特例：平成7年4月2日生まれの方から平成19年4月1日生まれの方は、20歳になる誕生日の前日まで

※4種混合は、3種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)に不活化ポリオが加わったワクチンとして、平成24年11月から導入されました。3種混合予防接種(4回)とポリオ予防接種(経口生ワクチン2回または、不活化ワクチン4回)を受けた方は、接種する必要がありません。

**接種場所** 市指定医療機関(市指定医療機関は、個別に配布する医療機関名簿をご覧ください)か、市ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)でご確認ください)

**申込方法** 電話で市指定医療機関に予約を取り、予約した日に受診してください。

㊟健康づくり課母子予防接種係(5月6日まで…現在の袋井保健センター) ☎42-7275 (5月7日から…袋井市総合健康センター内) ☎42-7410

㊤市指定医療機関